

ボイラー

評価の内容

申請資料に基づき、次の事項を確認している。

1. 評価対象設備機材

(1) 評価の対象

評価の対象としたボイラーは、標準仕様書の当該事項に規定する次の機材である。

- ① 鋼製簡易ボイラー及び簡易貫流ボイラー
- ② 鋳鉄製ボイラー及び鋳鉄製簡易ボイラー
- ③ 鋼製小型ボイラー及び小型貫流ボイラー
- ④ 鋼製ボイラー

(2) 評価の範囲

- (イ) ボイラーの形式（形番）は、製品シリーズを表しており、多種多様な機種が含まれているため、納入機器ごとに設計図書との照合・確認が必要である。
- (ロ) 鋼製簡易ボイラーは、定格出力 35kW 以上のガス・油だきボイラーを評価の対象としている。
- (ハ) 鋼製ボイラーは、ゲージ圧力 1.0MPa 以下を評価の対象としている。
- (ニ) 水管ボイラーは、評価の対象としていない。
- (ホ) 鋼製簡易ボイラー及び鋼製小型ボイラーの制御盤については、評価の対象としている。
- (ヘ) 燃焼装置のガスバーナーについては、標準仕様書に示すバーナーの形式及び燃焼量について、別途適合性を確認する必要がある。
- (ト) 複数台の鋼製簡易ボイラーまたは鋼製小型ボイラーから構成される多缶形は、評価の対象としている。

2. 品質・性能

(1) 材質等

主要な資材については、規定された材料が素材メーカーから製造所へ納入されていることを確認している。

(2) 性能

機材の性能について、品質性能評価実施要領（以下、「実施要領」という。）に規定する試験機関または評価委員会が認める製造所で規定の試験を行い、その結果を確認している。

(3) 構造

標準仕様書に適合していることを確認している。

(4) 品質・管理

製造所での品質管理体制が整備されていることを確認している。

3. 評価名簿詳細事項

申請機材の分類等の詳細は、評価名簿詳細事項として掲載している。